

議 長 日程第7「議案第45号平成28年度松田町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第45号平成28年度松田町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）。平成28年度松田町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、規定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,483万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億6,256万2,000円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年9月7日提出、松田町長 本山博幸。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

福 祉 課 長 それでは説明させていただきます。平成27年度の介護保険事業の実績が確定し、一般会計繰入金の精算、一般財源となる繰越金の受入、確定財源の精算償還が今回の補正の主なものでございます。

それでは、歳入歳出事項別明細書による説明をさせていただきます。8ページ、9ページをお開きください。歳入から説明いたします。

款4、項1、支払基金交付金、目1、介護給付費交付金は、補正額37万6,000円の増、節2、過年度分介護給付費交付金として歳入するものでございます。平成27年度の介護給付費の実績確定額は、7億8,917万1,528円となりました。支払基金交付金は、介護給付費における負担割合が28%となりますので、前年度交付受入額との差額を歳入するものでございます。

款6、繰入金、項1、一般会計繰入金、目1、介護給付費繰入金、以下、目2、その他一般会計繰入金、目3、地域支援事業費繰入金、目4、地域包括支援センター事業費繰入金を合わせて補正額269万6,000円の減とし、先ほど一般会計補正予算で御議決を賜りました介護保険事業特別会計繰出金と同額を減額するものでございます。介護給付費における町の公費負担割合が12.5%となりますので、目1、介護給付費繰入金、節1、現年度分介護給付費繰入金は、前

年度における受入額との差額を補正し精算するものでございます。目2、その他一般会計繰入金、目4、地域包括支援センター事業費繰入金におけるおのこの職員給与費等繰入金、事務費繰入金につきましては、前年度の実績による精算などに係る補正となっております。

9ページ中ほど、節1、地域支援事業費等繰入金の説明欄、介護予防・日常生活支援総合事業地域支援事業費繰入金につきましては12.5%分を、また、介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業費繰入金については19.5%分を実績に応じ精算させていただくものです。款8、項1、目1、繰越金は、前年度の実質収支が5,467万3,395円となりましたので、当初予算との差額4,715万9,000円を増額補正させていただきます。

次のページをお開きください。歳出について説明いたします。

款1、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費につきましては、歳入の一般会計繰入金の減額に伴う財源補正となります。項2、徴収費、目1、賦課徴収費につきましては、平成28年2月から介護保険システム町村情報システム共同事業組合に加わったところでございますが、共同化アウトソーシング委託料が追加となりましたので歳出補正したものでございます。

款2、保険給付費、項1、目1、介護サービス等諸費につきましては、歳入の支払基金交付金の増額、一般会計繰入金の減額に伴う財源補正となります。

款3、項1、目1、基金積立金につきましては、昨年度末に介護保険財政調整基金に1,000万円を積み立てて、昨年度末基金現在高を1,947万3,286円としたところでございますが、繰越金による剰余金が出ましたので、このたび2,500万円を積み増しし、現在高を4,447万3,286円とするものでございます。

款4、諸支出金、項1、償還金及び還付加算金、目4、償還金につきましては、平成27年度の実績額が確定し、特定財源を精算、返還するものでございます。説明欄をごらんください。介護給付費は、前年度実績は先ほど申し上げましたとおり7億8,917万1,528円、前年度比較0.5%の減に確定したことによりまして、国庫負担割合施設費等給付分15%、居宅等その他サービス給付費分20%で、合わせて1億4,033万8,980円となりますので、前年度交付受入額1億4,920万3,649円との差額886万5,000円を返還するものでございます。地域支援事

業についても、介護予防・日常生活支援総合事業地域支援事業交付金並びに包括的支援事業及び任意事業ほか地域支援事業交付金につきましては、国庫支払基金、県費おのおのの負担割合により精算し返還するものでございます。

また、次のページにわたりますけれども、款5、項1、地域支援事業費、目1、介護予防・生活支援サービス事業費及び目3、包括支援事業・任意事業費並びに款6、項1、地域包括支援センター事業費、目1、一般管理費につきましては、歳入の一般会計繰入金の減額に伴う財源補正となります。

款7、項1、目1、予備費につきましては、前年度の繰越金補正分と基金積立金及び償還金の差額を補正計上いたしました。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

2 番 田 代 11ページをお願いいたします。11ページの積立金ということで、介護保険財政調整基金積立金、2,500万積んで4,447万3,000円に今回なるというお話なんですけれども、介護保険のこの経営上、この基金の額というのはどうなのかな。というのは、前に一般会計でお話聞いたときに、5億から6億ぐらい、あればあるほど財政調整基金はありがたいんだけど、5億、6億欲しいというようなことは財政課長から話を聞いた記憶があります。介護保険特別会計のこの事業を行うに当たって、どのくらいの財政調整基金が必要なのか。また、近隣の土郡5町はどのくらいお金を持って運営されているのか、この辺についてお聞かせください。お願いします。

福 祉 課 長 申しわけありませんけれど、他町の介護財政調整基金の現在高についてちょっと資料、手持ちにございません。かなり持ってられるのは大井町さんだけというふうに伺っております。ちょっと金額についてはまた後ほどお調べしてお知らせしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

今回のその介護保険のほうの財政調整基金と一般会計というか、町全体のほうの財調とはまた別のものございまして、実は昨年度と先ほど説明でも申し上げましたとおり、保険給付費のほうが予想外に伸びませんでした。保険料を算定するときに、大体保険料の、保険給付費の伸びが7%ぐらいを見込んだ状態で、皆様の介護保険料のほうは算定し徴収させていただいている状況でござ

います。そちらのほうの介護給付費等に投入できなかった金額の分を、今回その介護保険のほうの財政調整基金のほうに積み増しさせていただいているという状況というふうに御理解を賜りたいと思います。また今後、介護保険の御利用者がふえられて、介護保険のサービスを御利用いただく方がふえた場合には、こちらのほうの財源のほうから取り崩しさせていただいて、介護保険としての一般財のほうに繰り入れることもございますので、そのことで御理解賜りたいと思っております。以上でございます。

2 番 田 代 ちよつとうまく理解できないんですけども、一般的には今のお話の中である程度余裕があれば親会計のほうに戻すという、今そういうお話はされなかった、じゃ、ごめんなさい、じゃ、それはなしで、じゃ、戻ります。

もう一度。松田のこの介護保険事業を行うのに、基本的には財政調整基金、今でもう大体このくらいでとりあえずいけるのか、それとももう少し欲しいのか、その辺についてどうですかね。

福 祉 課 長 介護保険のほうの会計上の特徴がございまして、要するに使ったお金に対して国庫支払基金、あと県費、あと町のほうがおのおの負担する割合が決まっております。それで、皆様からいただいている介護保険料が、それも負担割合が決まっております、そちらのほうの部分のところの割合を埋めるための部分で保険料をいただいているわけでございます。その保険料が、今回使わなかった部分のところを財政調整基金に積み上げたということがございますので、一般会計、親会計という形にはなりますけど、親会計のほうの部分のところ、この部分が多かったからといって差し上げるわけにはいかないお金というふうに御理解賜りたいと思います。以上でございます。

議 長 よろしいですか。

2 番 田 代 制度的にはわかるんだけど、今これでどうなのかなと。このくらいである程度やってくのかなと。その状況で積み増しってわかりますけどもね、経営上どうなんですかねと、そういう意味なんだけど。うまく言えないんだけど。

議 長 介護保険料と財政調整基金の関係について説明をしてあげてください。

福 祉 課 長 幾らあればいいとかっていう状態ではないので、そういうところも御理解賜りたいです。それで、あればあるほどいいというわけではなくて、そこそこあった

ほうが財政上、融通がきくというところでございます。以上でございます。

2 番 田 代 ありがとうございます。

8 番 小 澤 関連ですけれども、27年度の決算のほうも何か介護保険関係、順調にいったのかなと。今の説明の中で、要するに給付の部分が思っていたほど伸びていなかったということで、これはその、たまたま一時的な現象なのか、今後も伸びが、私は介護保険もずっと伸びていくだろうと思っているんですけども、たまたま27年度はそれでちょっとおさまったよということなのか、その辺の見方をひとつ担当課長、どう思うように思っているのかをお願いします。

福 祉 課 長 この場でお答えするのは甚だひんしゆくではございますけれど、介護保険のサービスを高額で御利用になっておられた方が寿命を全うされてお亡くなりになった場合もございますし、ちょっと残念ながらというところでそのサービスの御利用が打ち切られる状態に至られたということもございますので、そういう方々が昨年度はちょっと年度後半に多うございまして、そういう結果でこういう形になっております。細かい分析のほうはちょっと係長のほうに命じておりますので、また改めて決算のときにでもお伝えさせていただきたいと思っております。以上でございます。

8 番 小 澤 それともう一点ですけれども、介護保険が改正されて要支援1・2が町事業のほうに移管されて、やっぱり要支援1・2を利用されていた、かなり多いと思うんですけども、この辺で介護保険の財政的にはかなり楽になってくるのか、その辺はどうですか。

福 祉 課 長 介護保険の要支援1から要介護までにつきましては、おのこの介護のサービスの利用の限度額がございます。要介護5のほうが大きな金額を御利用いただけるという枠組みになっております。要支援1につきましては、町のほうが行うようになってきているのは、生活介護とってヘルパーさんが訪問する部分と、通所介護とってデイサービス等を御利用いただく部分でございますので、そちらのほうの部分については、生活支援サービスのほうに昨年度中で移行させております。ただ、認定期間が満了した時点でそちらのほうに移しかえておりますし、例えばそれ以外の要支援1のほうのサービスの福祉用具の御利用であったり、訪問看護であったりする部分については、要支援1のメニューに残っておりますので、そち

らのほうの御利用をいただいている方もございます。そういったところで、金額的な部分のところ、要支援1の部分のところ、大幅に減ったかという、そういうデータは出ておりません。そういう形で御理解賜ればと思います。以上でございます。

議

長 よろしいですか。ほかに質疑ございますか。

(「なし」の声多数)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。日程第7「議案第45号平成28年度松田町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)」について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日予定いたしました日程の全てが終了しましたので、本日の会議はこれにて散会いたします。12日月曜日は午前9時より本会議を開きますので、定刻までに御参集くださるようお願いいたします。本日は大変御苦労さまでした。

なお、この後、午後1時より議会基本条例制定委員会を開催いたしますので、委員の方は大会議室にお集まりください。御苦労さまでした。(11時31分)